

長崎みなとメディカルセンターにおける
「医師の働き方改革」 2024年

担当理事 一瀬 浩郎

はじめに

- 当院で2014年に若手医師が過労死された
- 以後労務管理が不十分であったとの反省から様々な改革を始めた
- 2024年4月より「医師の働き方改革」が始まった
医師に対する時間外労働の上限規制と医師の健康確保処置を開始
- 当院での時間外労働の軽減や医師の健康確保処置を開始し半年の状況を報告する

本日の内容

- (1) 「医師の働き方改革」について
- (2) 2024年4月以前の時間外労働状況
- (3) 2024年4月以降の時間外労働状況
- (4) 医師の健康確保処置
- (5) これからの課題

本日の内容

- (1) 「医師の働き方改革」について
- (2) 2024年4月以前の時間外労働状況
- (3) 2024年4月以降の時間外労働状況
- (4) 医師の健康確保処置
- (5) これからの課題

医師の働き方改革

1) 時間外労働時間の上限規制

A水準：原則年960時間未満

B水準：地域医療確保のため960時間を超えざるえない 1860時間未満

C水準：集中的技能向上のため960時間を超えざるえない 1860時間未満

→2035年度末までに960時間未満にしなければならない

2) 医師の健康確保処置

①連続勤務時間制限と勤務間インターバル

②代償休息

③面接指導

当院診療科の年時間外労働時間上限

1) B水準診療科 時間外労働時間 年1860時間未満

心臓血管内科、心臓血管外科、呼吸器内科、呼吸器外科、消化器内科、
消化器外科、整形外科、糖尿病内分泌内科、脳神経外科、腎臓内科

以上10診療科

2) A水準診療科 時間外労働時間 年960時間未満

上記以外の21診療科

本日の内容

- (1) 「医師の働き方改革」について
- (2) 2024年4月以前の時間外労働状況
- (3) 2024年4月以降の時間外労働状況
- (4) 医師の健康確保処置
- (5) これからの課題

2022年度、2023年度の医師の時間外労働時間

2022年度

年間960時間超 9診療科15名

最大1583時間

2023年度

年間960時間超 6診療科8名

最大1139時間

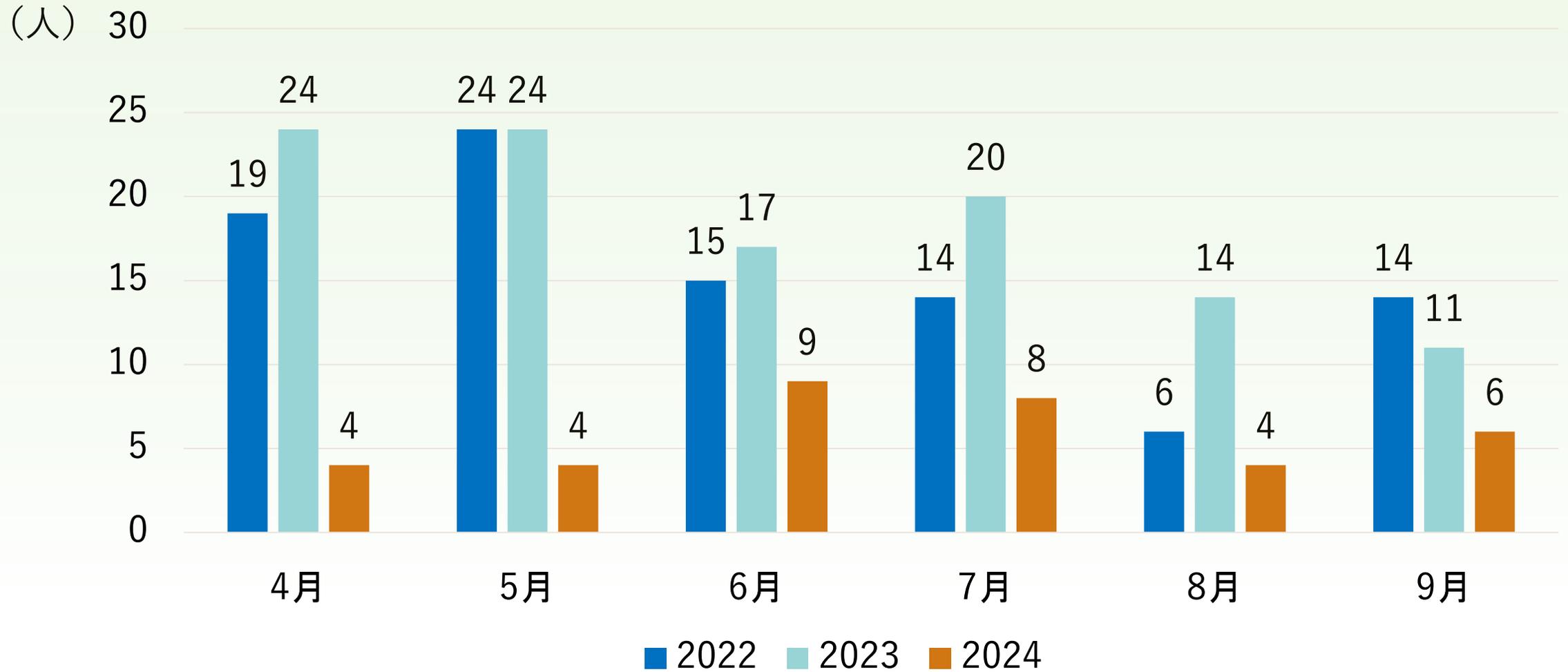
本日の内容

- (1) 「医師の働き方改革」について
- (2) 2024年4月以前の時間外労働状況
- (3) 2024年4月以降の時間外労働状況
- (4) 医師の健康確保処置
- (5) これからの問題点

2024年3月までの取り組み

- 1) 休日勤務の医師に他の日に週休日を設定した（変形労働制の導入）
- 2) 早朝カンファランスがある診療科は始業時間を早めた（10診療科）
- 3) 翌日が平日である日曜日と祝祭日の外科系内科系当直を救急科が担当
- 4) 緊急手術で時間外労働時間が多い消化器外科、心臓血管外科、脳神経外科などの当直勤務をなくしオンコール体制とした
- 5) 時間外労働時間を自身で庶務事務システムに入力してもらい時間外労働の自覚をうながした

時間外労働時間80時間以上の医師の人数



2024年度上半期の医師の時間外労働時間

①上半期で時間外労働時間がA水準（年960時間）を超えそうな

医師は一人のみ

②時間外労働時間が月100時間以上の医師はいなかった

この結果をふまえ11月より整形外科、脳神経外科、呼吸器外科、

糖尿病内分泌内科はB水準からA水準に変更した

本日の内容

- (1) 「医師の働き方改革」について
- (2) 2024年4月以前の時間外労働状況
- (3) 2024年4月以降の時間外労働状況
- (4) 医師の健康確保処置
- (5) これからの課題

連続勤務時間制限

「当直明けに連続して働く場合の労働時間を、前日の勤務開始から28時間までに制限」

- ・勤務後に、医師がまとまった休息を取れるようにするため
- ・A水準の適用を受ける医師の「努力義務」、B水準およびC水準の適用を受ける医師の「義務」
- ・人事課で確認し管理

勤務間インターバル

「通常の日勤後、次の勤務までに「9時間」の休息を確保するもの（当直および当直明けの日を除く）」

- ・ 日勤を終えた後、必要最低限の睡眠（1日6時間程度）と前後の生活時間を確保するため
- ・ A水準の適用を受ける医師の「努力義務」、B水準およびC水準の適用を受ける医師の「義務」
- ・ 人事課で確認し管理

代償休息

「やむを得ない事情によって連続勤務時間制限や勤務間インターバル確保が実施できなかった場合、代わりに確保する休息のこと」

- ・ 対応に要した時間の分の代償休息を翌月末までに付与しなければならない
- ・ A水準の適用を受ける医師の「努力義務」、B水準およびC水準の適用を受ける医師の「義務」
- ・ 人事課で確認し管理

面接指導

時間外・休日労働が月100時間以上となることが見込まれる医師に
対して面接指導実施医師が行う

- ・ ①勤務の状況 ②疲労蓄積の状況 ③睡眠の状況 ④健康状態を確

認し意見書を作成し管理者へ報告

- ・ 必要に応じて産業医と連携し就業上の措置を講じる

面接指導の実施時期

- ・ 時間外労働時間数が月に100時間以上となる前
- ・ A水準は疲労の蓄積度が認められない場合は100時間になった後
(次の月)でも可能
- ・ B水準は当該月の時間外労働が100時間になる前 当院では80時間
になりそうな医師は早めに実施

面接指導を実施しなかった時には法令違反となる

当院での面接指導

- ・ 時間外労働時間 4 5 時間以上となった時点で保健師が「疲労蓄積度調査票」を配布し自覚症状、疲労蓄積度の状況、睡眠の状況、面接指導の希望を確認し面指導実施医師へ報告
- ・ 2024年4月より9月まで時間外労働100時間以上の医師はいなかったが、のべ42名の医師に面接指導を実施し「疲労蓄積度が高い」「不眠傾向がある」などの医師は業務上の制限を課した

本日の内容

- (1) 「医師の働き方改革」について
- (2) 2024年4月以前の時間外労働状況
- (3) 2024年4月以降の時間外労働状況
- (4) 医師の健康確保処置
- (5) これからの課題

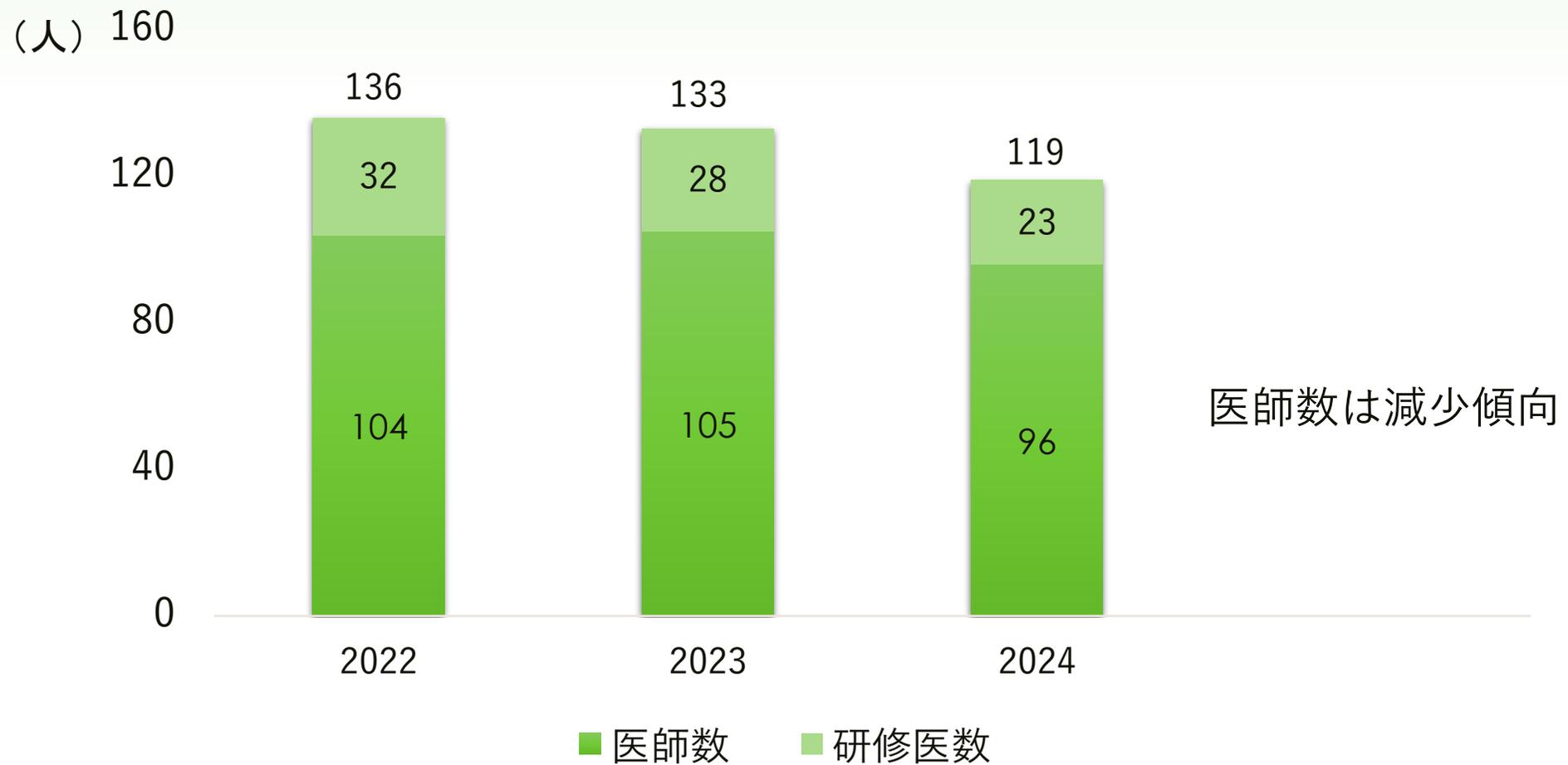
これからの課題

- 1) 2022年度、2023年度はコロナ感染症のため病床数を制限していたが、今後は病床数が増えていく予定

これからの課題

- 1) 2022年度、2023年度はコロナ感染症のため病床の制限があったが、今後は病床数が増えていく予定
- 2) 医師数は研修医も含め減少傾向にある

医師、研修医数の推移



これからの課題

- 1) 2022年度、2023年度はコロナ感染症のため病床の制限があったが、今後は病床数が増えていく予定
- 2) 医師数は研修医も含め減少傾向にある
- 3) 上半期は時間外労働時間は各診療科の努力で減少したが、循環器疾患、呼吸疾患、脳血管疾患が増える下半期は時間外労働時間が増える可能性がある

医師の健康を守るために

- 1) 各診療科の事情に応じた工夫がさらに必要
- 2) 医師の健康への配慮を身近で接する各科診療科長が「目くばり」「声かけ」を行う
- 3) 各診療科は時間外労働時間の短縮だけでなく、休日等にきちんと休むことができる体制を構築する